経理貸付係　　　　　（082）513-4955

**掛金（組合員保険料）について**

**１　掛金の種類と掛金率について**

公立学校共済組合では健康保険料のことを「**短期掛金**」，介護保険料を「**介護掛金**」といいます。「短期掛金」は健康保険料に加えて，宿泊助成等の福祉事業に係る掛金(※１)を含みます。短期掛金は全組合員(※２)，介護掛金は満40歳から満65歳まで徴収されます（65歳以上は各市町から請求となります。）。

　　掛金率は，都道府県ごとに保険料率が異なる全国健康保険協会と違い，公立学校共済組合は全国一律の掛金率となっています。掛金率は千分率で表記しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和４年９月分まで(被保険者負担分)  （全国健康保険協会広島支部の場合） | |  | 令和４年10月分から（組合員負担分）  **公立学校共済組合** | | 差　分 |
| 健康保険料 | **50.45‰【千分率】**  (5.045％) | **短期掛金**  (福祉掛金※1を含む) | **48.01‰【千分率】**  (4.801％) | 2.44‰  減少 |
| 介護保険料 | **8.2‰【千分率】**  (0.82％) | **介護掛金** | **8.82‰【千分率】**  (0.882％) | 0.62‰  増加 |

**なお，短期組合員の場合, 年金制度は日本年金機構に加入となるため，厚生年金保険料については当共済組合**

**では徴収しません。給与から控除された厚生年金保険料は10月以降も日本年金機構が徴収・管理します。**

※１　福祉掛金率は1.41‰(0.141％)となります（上記短期掛金率に含む）。

※２　後期高齢者医療制度に加入の組合員は，短期掛金率4.05‰（0.405％）となります（別途，後期高齢者医療保険料を市町に納めているため）。

**２　掛金の算出方法**

　　掛金の額は，標準報酬月額（標準期末手当）に上記の掛金率を乗じた額（円未満切捨て）となります。

（例）令和４年1０月の標準報酬月額が200,000円の組合員（４5歳）の場合

短期掛金額　200,000円×48.01‰　＝　200×48.01　＝　**9,602円**

介護掛金額　200,000円× 8.82‰　＝　200× 8.82　＝ **1,764円**

**３　産前産後休業・育児休業等に係る掛金免除の申出について**

全国健康保険協会（協会けんぽ）加入時は，産休等の保険料免除の申出は事業所が行っていましたが，共済組合の場合，**組合員が掛金免除の申出を行う必要があります。提出先は勤務先の学校（所属所）です。**所属所の事務担当者が取りまとめて共済組合に提出します。

様式は公立学校共済組合広島支部ホームページ（様式ダウンロード集）でダウンロードできます。

HPアドレス https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikikakekinnsikaku/index.html

コードはこちら　　産前産後掛金免除申出書　　　　育児休業等掛金免除申出書